第三十五条から第四十八条まで　削除

（設備導入促進業務を的確に実施するために必要と認められる財産的基礎）

第三十五条　法第六十一条第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、基本財産又は資本金の額が千万円以上であることとする。

（設備導入促進法人の名称等の変更の届出）

第三十六条　法第六十二条第二項の規定による届出は、様式第十四による届出書により行わなければならない。

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第三十七条　設備導入促進法人は、法第六十三条第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第六十一条第三項第三号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

（業務規程の認可の申請等）

第三十八条　設備導入促進法人は、法第六十四条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第十六による申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

2　設備導入促進法人は、法第六十四条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（業務規程の記載事項）

第三十九条　法第六十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　設備導入促進業務を行う時間及び休日に関する事項

二　設備導入促進業務を行う事務所の所在地

三　リース保険契約の締結の手続に関する事項

四　リース保険契約の内容に関する事項

五　保険料その他設備導入促進業務に関する料金（以下「保険料等」という。）の収納の方法に関する事項

六　リース保険契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項

七　リース保険契約の引受けに係る審査に関する事項

八　保険金の支払に関する事項

九　保険料等及び責任準備金の算出方法に関する事項

十　設備導入促進業務の実施体制に関する事項

十一　法第六十八条の帳簿（第四十四条、第四十八条第一号及び第五十条第二項において単に「帳簿」という。）その他の設備導入促進業務に関する書類の管理及び保存に関する事項

十二　設備導入促進業務に関する秘密の保持に関する事項

十三　リース保険契約に関する苦情及び紛争の処理に関する事項

十四　区分経理の方法その他の経理に関する事項

十五　第四十五条第二項の規定による支払備金の積立てを行う場合にあっては、その計算方法に関する事項

十六　設備導入促進業務の公正かつ的確な実施を確保するための措置に関する事項

十七　その他設備導入促進業務の実施に関する事項